

虐待防止のための指針

社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会

指定居宅介護支援事業所

指定訪問介護事業所

指定障がい者居宅介護事業所

本指針の目的

この指針は、社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会が運営する介護・障がいサービス事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるような支援することを目的とする。

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え

当事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、関係法令に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに早期発見・早期対応に勤め、虐待に該当する次の行為をいずれも行いません。

- (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待：利用者に対する暴言又は著しく拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止に係る検討委員会の設置

- (1) 当事業所では、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」を設置する。
また、委員会の委員長は事務局長、副委員長を総合支援室長とする。
- (2) 委員会の委員は、くらし支援課長及び管理者、主任、その他委員長が必要と認める者とし、運営担当者はくらし支援課長とする。
- (3) 委員会の実施にあたっては、関係する職種、取扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。
- (4) 委員会は、必要な都度開催するものとし委員長の指示の下、担当者が招集する。

(5) 委員会の議題は、運営担当者が定め、具体的には、次の内容について協議するものとする。

- ①虐待防止検討委員会その他の事業所内の組織に関すること
- ②虐待防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待防止のため職員研修の内容に関すること
- ④虐待等について、職員が相談・報告ができる体制整備に関すること
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、苫小牧市等への通達が敏速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該法人における指針に基づき、虐待の防止を徹底する。具体的には、次のプログラムにより実施する。

- ①虐待防止法の基本的考え方の理解
- ②権利擁護・成年後見制度理解
- ③虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ④早期発見・事実確認と報告等の手順
- ⑤発生した場合の改善策

(2) 実施は年1回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

(3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存することとする。

4. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合には、速やかに苫小牧市に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案が発生した場合には、苫小牧市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につながるよう努める。
- (3) 職員等が他の職員による利用者への虐待を意見した場合、くらし支援課長または管理者に報告する。
- (4) くらし支援課長は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないように細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行う。また、必要に応じ、関係者から事情を確認して、これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- (5) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求める。
- (6) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、苫小牧市の窓口等外部機関に相談をする。
- (7) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経過等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (8) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

6. 虐待等に係る苦情解決に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告をする。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談をする。
- (2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (3) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

7. その他虐待防止の推進のために必要な事項

本指針で定める研修会のほか、北海道社会福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修等に積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

(付則)

この指針は令和6年4月1日より施行する。

〈別表〉

虐待防止検討委員会(令和6年4月1日～)

	氏 名	職 種
委員長	伊藤 康博	事務局長
副委員長	千寺丸 洋	総合支援室長
委員	小倉 正哉(担当者) 金野 美千代 遠藤 由美	くらし支援課長 管理者(在宅福祉係長) 居宅介護支援主任

相談受付・報告の流れ

